サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。
必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 利用者の負担は、原則としてサービスにかかる費用の1割、2割、または3割（P6参照）です。サービスによっては居住費等や食費、日常生活費などの負担、そのほかさまざまな加算があります。
- 訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、短期入所生活介護（介護予防含む）は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」の対象になります。

令和6年4月から　サービス費用のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導は令和6年6月から変わります。

●…在宅サービス P9～15　◆…施設サービス P16・17　★…地域密着型サービス P19～21

こんなときは…	こんなサービスがあります！
自宅での家事や介護の手助けがほしいときは?	●訪問介護／訪問型サービス…P9 ●訪問入浴介護…P10 ★夜間対応型訪問介護…P21
自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは?	●訪問リハビリテーション…P10 ●訪問看護…P10 ●居宅療養管理指導…P13
寝たきりでも自宅で入浴したいときは?	●訪問入浴介護…P10
外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは?	●通所介護／通所型サービス…P11 ●通所リハビリテーション…P11 ★地域密着型通所介護…P19 ★認知症対応型通所介護…P19
家族の介護の手を休ませたいときなどは?	●通所介護／通所型サービス…P11 ●通所リハビリテーション…P11 ●短期入所生活介護…P12 ●短期入所療養介護…P12 ★地域密着型通所介護…P19 ★認知症対応型通所介護…P19
夜間に介護をしてほしいときは?	★夜間対応型訪問介護…P21 ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護…P21
有料老人ホームなどでサービスを受けたいときは?	●特定施設入居者生活介護…P13 ★地域密着型特定施設入居者生活介護…P21
家庭での介護環境を整えたいときは?	●福祉用具貸与…P14 ●特定福祉用具販売…P14 ●住宅改修費支給…P15
介護保険が適用される施設へ入所したいときは?	◆介護老人福祉施設…P16 ◆介護老人保健施設…P16 ◆介護医療院…P17 ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護…P20
状況に応じて利用するサービスを選びたいときは?	★小規模多機能型居宅介護…P20 ★看護小規模多機能型居宅介護…P20
認知症に対応したサービスを受けたいときは?	★認知症対応型共同生活介護…P19 ★認知症対応型通所介護…P19

●納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。あなたの生活の目標達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「ケアマネジャーさんにすべてお任せする」のではなく、目標やどんな生活が行いたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているかケアマネジャーが評価します。サービス利用途中でも、「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

●介護サービス事業者を探すために

介護サービス事業者については、ケアマネジャーや市町村、地域包括支援センターにご相談ください。ご自分で探したい場合は、インターネットで検索することもできます。

厚生労働省「介護サービス情報公表システム(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp)」

介護　公表　検索　クリック!

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをおすすめします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）共

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、本人以外のための掃除、ペットの世話、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。

要介護 1～5 の人　訪問介護

内　容	利用時間など	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	415円
生活援助が中心	45分以上の場合	236円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	104円

訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援 1・2 の人　介護予防・生活支援サービス事業対象者　P23へ

ホームヘルパーやボランティアなどが訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

ポイント　介護サービスをご利用の方へ

共 共生型サービス

障がいのある方が介護保険を利用する場合、「共生型サービス」としてこれまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。対象となるサービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）です。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。

要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の人 訪問入浴介護

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1回につき	要支援 1・2	916円
	要介護 1～5	1,355円

●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

（　）は令和6年6月からの額

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1回（20分以上）につき	要支援 1・2	324円（315円）
	要介護 1～5	324円（325円）

●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

（　）は令和6年6月からの額

訪問看護の時間	サービス費用のめやす（1割負担の場合）〈訪問看護ステーションから訪問の場合〉	サービス費用のめやす（1割負担の場合）〈病院・診療所から訪問の場合〉
20分未満の場合	324円（325円）	273円（274円）
30分未満の場合	482円（483円）	408円（409円）

要介護1～5の人 訪問看護

（　）は令和6年6月からの額

訪問看護の時間	サービス費用のめやす（1割負担の場合）〈訪問看護ステーションから訪問の場合〉	サービス費用のめやす（1割負担の場合）〈病院・診療所から訪問の場合〉
20分未満の場合	335円（336円）	284円（285円）
30分未満の場合	503円（504円）	426円（427円）

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

●通所して利用するサービス

通所介護（デイサービス）共

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1～5の人　**通所介護**

〈通常規模の事業所の場合〉

内　容	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
7時間以上8時間未満の場合〈送迎を含む〉	要介護 1	688円
	要介護 2	812円
	要介護 3	941円
	要介護 4	1,070円
	要介護 5	1,200円

※費用は施設の種類によって異なるほか、個別の機能訓練や入浴などには加算があります。
※食費は別途自己負担となります。

通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人　**介護予防・生活支援サービス事業対象者**　P23へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、生活機能の維持・向上を目指す運動などを行います。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人　**介護予防通所リハビリテーション**

（　）は令和6年6月からの額

〈共通的サービス〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1か月につき〈送迎、入浴を含む〉	要支援 1	2,166円（2,393円）
	要支援 2	4,219円（4,461円）

介護予防通所リハビリテーションでは共通的サービスとともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上（令和6年5月まで）」「栄養改善」「口腔機能の向上」といった選択的サービスを利用できます。

要介護1～5の人　**通所リハビリテーション**

〈通常規模の事業所の場合〉

（　）は令和6年6月からの額

内　容	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
7時間以上8時間未満の場合〈送迎を含む〉	要介護 1	799円　（804円）
	要介護 2	947円　（953円）
	要介護 3	1,097円（1,104円）
	要介護 4	1,273円（1,282円）
	要介護 5	1,445円（1,455円）

※費用は施設の種類によって異なるほか、個別の機能訓練や入浴などには加算があります。
※食費は別途自己負担となります。

●短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ） 共

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人　介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の人　短期入所生活介護

〈介護老人福祉施設［併設型・多床室］を利用の場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1日につき	要支援１	476円
	要支援２	592円
	要介護１	637円
	要介護２	709円
	要介護３	786円
	要介護４	860円
	要介護５	933円

※費用は施設の種類によって異なります。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人　介護予防短期入所療養介護　要介護1～5の人　短期入所療養介護

〈介護老人保健施設［多床室］を利用の場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1日につき	要支援１	641円
	要支援２	809円
	要介護１	868円
	要介護２	920円
	要介護３	987円
	要介護４	1,042円
	要介護５	1,100円

※費用は施設の種類によって異なります。

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用する際には、下記の点に注意しましょう。

- 食費・滞在費は別途自己負担となります。
- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。

●有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人 特定施設入居者生活介護

〈外部サービスを利用しない場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1日につき	要支援１	192円
	要支援２	328円
	要介護１	567円
	要介護２	637円
	要介護３	710円
	要介護４	778円
	要介護５	850円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

●居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導　**要介護1～5の人** 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者１人に対して行う場合〉

（　）は令和6年6月からの額

内　容	利用限度回数	サービス費用のめやす〈1回につき〉（1割負担の場合）
医師が行う場合	1か月に2回	514円（515円）
歯科医師が行う場合	1か月に2回	516円（517円）
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	565円（566円）
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	517円（518円）
管理栄養士が行う場合 （指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合）	1か月に2回	544円（545円）
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	361円（362円）

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

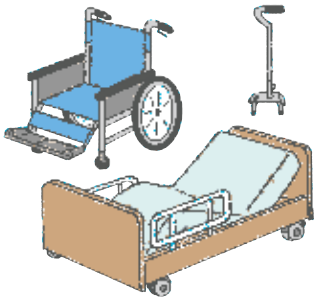

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援１・２の人　介護予防福祉用具貸与

要介護１～５の人　福祉用具貸与

対象となる福祉用具	要支援１・２ 要介護１	要介護２・３	要介護４・５
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をともなわないもの）◆	●	●	●
歩行器◆	●	●	●
歩行補助つえ◆	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●　利用できます

▲　尿のみを吸引するものは利用できます

×　原則として利用できません

●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。

●商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売の扱いとなります。令和6年4月から

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売

事前の申請が必要です

事前に申請がない場合は、特定福祉用具販売費は支給されません。

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。年間10万円が費用の限度です。

要支援１・２の人　特定介護予防福祉用具販売　　要介護１～５の人　特定福祉用具販売

対象となる福祉用具

●腰掛便座　●自動排泄処理装置の交換可能部品　●排泄予測支援機器
●入浴補助用具　●簡易浴槽　●移動用リフトのつり具の部分

※福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することもできます。令和6年4月から

申請方法　①受領委任払申請と②償還払申請があります。→詳しくはケアマネジャーにご相談ください。

※①：本人は自己負担分を事業者に支払い、残りは松原市から事業者に支給
※②：本人は全額事業者に支払い、介護保険給付分は松原市から本人に支給
※松原市のホームページよりご覧になることができます。

事業者指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業者にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給

事前の申請が必要です　事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。同一住宅につき、1人あたり20万円が費用の限度です（転居した場合や要介護度が一定程度高くなった場合は再度支給されます）。

要支援１・２の人　介護予防住宅改修費支給

要介護１～５の人　住宅改修費支給

対象となる住宅改修

- 段差の解消
- 手すりの取り付け
- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

申請方法　①受領委任払申請と②償還払申請があります。→詳しくはケアマネジャーにご相談ください。

※①：本人は自己負担分を事業者に支払い、残りは松原市から事業者に支給
※②：本人は全額事業者に支払い、介護保険給付分は松原市から本人に支給
※松原市のホームページよりご覧になることができます。

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

↓

施工事業者の選択・見積もり依頼

↓

松原市へ**事前に申請**／松原市の確認・承認

↓

工事の実施・完了／施工業者へ支払い

↓

松原市へ改修費の支給申請

↓

住宅改修費の支給

施設サービス

介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用のほかに、居住費等、食費などが利用者負担になります。くわしくはP18をご覧ください。費用はサービス内容や施設によって異なります。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護3～5の人　介護老人福祉施設

サービス費用のめやす（1日につき）（1割負担の場合）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1 ※	616円	616円	701円
要介護 2 ※	689円	689円	774円
要介護 3	765円	765円	852円
要介護 4	839円	839円	926円
要介護 5	911円	911円	998円

※原則要介護1・2の人は利用できません。

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人　介護老人保健施設

サービス費用のめやす（1日につき）（1割負担の場合）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	750円	829円	839円
要介護 2	798円	881円	887円
要介護 3	866円	949円	955円
要介護 4	923円	1,005円	1,012円
要介護 5	974円	1,058円	1,064円

※原則3か月までの入所です。

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられる施設です。

要介護1～5の人　介護医療院

サービス費用のめやす（1日につき）（1割負担の場合）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	754円	871円	889円
要介護 2	870円	986円	1,004円
要介護 3	1,119円	1,236円	1,253円
要介護 4	1,225円	1,341円	1,359円
要介護 5	1,320円	1,437円	1,455円

●**従来型個室**……ユニットを構成しない個室
●**多床室**……ユニットを構成しない相部屋
●**ユニット型個室**……ユニットを構成する個室
●**ユニット型個室的多床室**…ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
・ユニット…少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

■介護保険施設ではない高齢者施設（介護保険の対象外）

高齢者の暮らしを支える施設には、介護保険施設以外にも、民間が運営するものなどさまざまな施設があります。「特定施設」の指定を受けている施設では、介護保険の「特定施設入居者生活介護（P13、21）」を利用できます。

有料老人ホーム

日常生活に必要な食事や入浴の提供、洗濯や掃除などの家事など、さまざまなサービスを提供する民間の施設です。入居やサービスなどにかかる費用は、原則としてすべて自己負担ですが、入居条件や費用面も含めて、施設での生活スタイルやサービスの質などのバリエーションが多いのが特徴です。

介護付	介護が必要な人が対象で、介護保険によるサービスが受けられる「特定施設」の指定を受けており、介護スタッフも施設に常駐しています。
住宅型	介護が必要な人と、いまは介護は不要な人の両方を対象とした施設で、介護が必要な人は、外部の事業者から介護サービスを受けられます。
健康型	自立している人が対象で、生活を楽しむための施設が充実しています。介護が必要になった場合は、退去しなければなりません。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなどを受けながら生活できる施設です。自治体の助成を受けて運営されるため、比較的低額な利用料で入居できます。

入居対象　家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な60歳以上の人

サービス付き高齢者向け住宅

介護と医療が連携しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。安否確認と生活相談サービスを提供することが義務づけられています。

入居対象　原則として、60歳以上の単身者もしくは夫婦のみの世帯

※比較的元気な高齢者向けの住宅で、自力で身の回りの世話ができる高齢者が対象です。独自の入居条件を設定している施設もあります。

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（1割、2割、または3割）分のほかに、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。

サービス費用（サービス費用の1割、2割、または3割）＋ **居住費等**（全額）＋ **食費**（全額）＋ **日常生活費**（全額）

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

■負担限度額〈1日につき〉　令和6年8月から　居住費等の金額が変わります。【　】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	居住費（滞在費）						食費の限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室			
			特養＊1	特養以外＊2	特養＊1	特養以外＊2	施設入所	短期入所
第1段階	820円【880円】	490円【550円】	320円【380円】	490円【550円】	0円	0円	300円	300円
第2段階	820円【880円】	490円【550円】	420円【480円】	490円【550円】	370円【430円】	370円【430円】	390円	600円
第3段階①	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】	820円【880円】	1,310円【1,370円】	370円【430円】	370円【430円】	650円	1,000円
第3段階②							1,360円	1,300円
一般の方の基準費用額（目安）	2,006円【2,066円】	1,668円【1,728円】	1,171円【1,231円】	1,668円【1,728円】	855円【915円】	377円【437円】	1,445円	

※施設の設定した食費・部屋代が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額の負担となります。
※限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。
＊1「特養」は、特別養護老人ホームです。
＊2「特養以外」は、介護老人保健施設・介護医療院です。

■軽減の対象となる方

利用者負担段階	対象者		預貯金等資産要件（夫婦の場合）（預貯金等資産については下表をご確認ください）
第1段階	●老齢福祉年金を受給している、世帯全員※が住民税非課税の方 ●生活保護受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員※が住民税非課税	●前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の方	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		●前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		●前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方	500万円（1,500万円）以下

※世帯分離している配偶者も含みます。

預貯金等に含まれるもの

- ●預貯金（普通・定期）
- ●有価証券（株式・国債・地方債・社債など）
- ●金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- ●投資信託
- ●現金
- ●負債（住宅ローンなど）

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

●認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

要支援2の人　介護予防認知症対応型共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

要介護1～5の人　認知症対応型共同生活介護

※食費・居住費は別途自己負担となります。

〈2ユニット以上の場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1日につき	要支援 2	783円
	要介護 1	787円
	要介護 2	824円
	要介護 3	849円
	要介護 4	866円
	要介護 5	884円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

●日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護 共

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人　地域密着型通所介護

内　容	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
7時間以上8時間未満の場合〈送迎を含む〉	要介護 1	787円
	要介護 2	931円
	要介護 3	1,079円
	要介護 4	1,225円
	要介護 5	1,372円

※食費は別途自己負担となります。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護です。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人　介護予防認知症対応型通所介護

要介護1～5の人　認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉

内　容	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
7時間以上8時間未満の場合〈送迎を含む〉	要支援 1	909円
	要支援 2	1,014円
	要介護 1	1,049円
	要介護 2	1,163円
	要介護 3	1,277円
	要介護 4	1,392円
	要介護 5	1,506円

●通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

要支援1・2の人　介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人　小規模多機能型居宅介護

〈同一建物に居住する人以外の人が利用する場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1か月につき	要支援 1	3,640円
	要支援 2	7,356円
	要介護 1	11,034円
	要介護 2	16,216円
	要介護 3	23,589円
	要介護 4	26,035円
	要介護 5	28,706円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。
※食費は別途自己負担となります。

このサービスを利用している間は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外の在宅サービス、その他の地域密着型サービスは利用できません。

●小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈多床室を利用する場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1日につき	要介護 1※	627円
	要介護 2※	702円
	要介護 3	779円
	要介護 4	854円
	要介護 5	927円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。
※食費・居住費は別途自己負担となります。

●複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1～5の人　看護小規模多機能型居宅介護

〈同一建物に居住する人以外の人が利用する場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1か月につき	要介護 1	13,132円
	要介護 2	18,373円
	要介護 3	25,828円
	要介護 4	29,294円
	要介護 5	33,136円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

●24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の人　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）（訪問看護を利用しない場合）	サービス費用のめやす（1割負担の場合）（訪問看護を利用する場合）
1か月につき	要介護 1	5,828円	8,503円
	要介護 2	10,401円	13,282円
	要介護 3	17,270円	20,275円
	要介護 4	21,847円	24,994円
	要介護 5	26,421円	30,279円

●小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1～5の人　地域密着型特定施設入居者生活介護

	要介護度	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
1日につき	要介護 1	571円
	要介護 2	642円
	要介護 3	716円
	要介護 4	784円
	要介護 5	857円

※食費・居住費は別途自己負担となります。

●夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。

要介護1～5の人　夜間対応型訪問介護

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

内　容	サービス費用のめやす（1割負担の場合）
基本夜間対応型訪問介護費	1,059円／月
定期巡回サービス	399円／回
随時訪問サービス（Ⅰ）	607円／回